

第69期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

場所

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

目次

■ 第69期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30
■ 株主総会参考書類	34
第1号議案 取締役7名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	

証券コード 2750
2019年6月5日

株 主 各 位

神戸市灘区岩屋南町4番40号
石光商事株式会社
代表取締役社長 石 脇 智 広

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1 第69期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2 会計監査人及び監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席頂きますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ishimitsu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ishimitsu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結注記表
 - (2) 計算書類の個別注記表
 - ◎ 第69期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦に変更いたしました。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時

2019年6月27日(木曜日) 午前10時

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時30分入力分まで

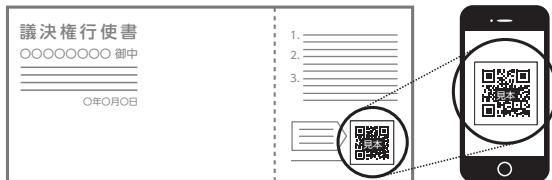
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

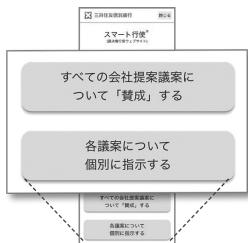
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

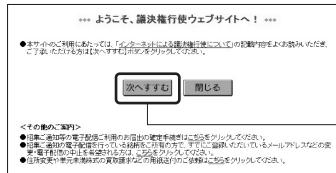
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

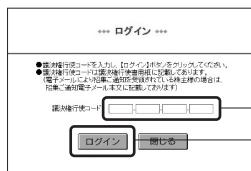
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



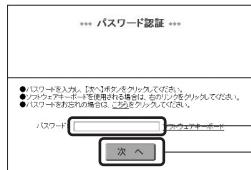
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック
※ 次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

(添付資料)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、特に下半期に入り、米中の貿易摩擦が顕著となり、また欧州の不安定な政治動向、原油価格の上昇などの影響も受け、景気は先行きの不透明感が増しております。

当社グループの主力マーケットである食品業界は、昨夏来の自然災害、引き続き労働力不足と物流費の上昇などで厳しい状況にありましたが、外食産業では客単価の上昇などで年間を通して概ね堅調に推移いたしました。

為替相場は、期初来緩やかに円安が進行しましたが、2018年末には米国の利上げ停止により、年初、一時海外市場で104円台まで急伸しました。その後は、110円台前半で推移いたしました。

一方、コーヒー生豆相場は、期初の1ポンドあたり118.15セントからスタート、主要生産国での安定した生産から弱含みで推移し、生産量増加とドル高の影響を受けて、期末は94.50セントとなりました。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画「Sプロジェクト」に沿って、利益率の改善、経営体質の強化に取り組んでまいりました。

売上高は前期比微増ですが、利益率重視で取扱商品の選別を行った結果、売上総利益率は13.3%から14.0%に上昇いたしました。

一方で、人事制度の諸改革による人件費及び物流費の上昇により営業利益率は微増にとどまりました。営業外収益では、持分法による投資利益の減少があり、経常利益を低下させました。

その結果、当連結会計年度における売上高は38,549百万円（前年同期比微増）、売上総利益は5,397百万円（前年同期比4.6%増加）営業利益は573百万円（前年同期比1.1%増加）、経常利益は591百万円（前年同期比6.2%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は413百万円（前年同期比5.8%減少）となりました。

各部門別の状況は次のとおりであります。

① コーヒー・飲料部門

1) コーヒー生豆

一般品は工業用及び業務用の原料としての販売が堅調でした。プレミアム品については品質をはじめとする付加価値の高い原料へのニーズを捉え、特に家庭用原料の販売が好調でした。

その結果、コーヒー生豆の売上高は前年同期比14.0%増加いたしました。

2) コーヒー加工品

レギュラーコーヒーは、大手得意先向けのコーヒーバッグで、原料から製品まで取り扱うようになったことで、売上が増加いたしました。また、量販店向けのペットボトルコーヒーの販売も順調でした。しかしながら、レギュラーコーヒーやココアなどの家庭用パック製品の販売が伸び悩みました。

その結果、コーヒー加工品の売上高は、前年同期比2.1%減少いたしました。

3) 飲料事業

麦茶などの穀物茶の販売は順調に推移いたしましたが、主力の紅茶原料において、海外生産国の政治事情や品質事情に伴う安定供給懸念の影響により、国内飲料メーカー向けの販売が減少いたしました。また、果汁原料においても、大手得意先の商品変更の影響により販売が減少いたしました。

その結果、飲料事業の売上高は前年同期比25.3%減少いたしました。

これらの状況の下で、いずれのカテゴリーも利益確保を優先させた結果、コーヒー・飲料部門の売上高は12,672百万円と前年同期比0.5%の微増でしたが、売上総利益は2,100百万円と前年同期比9.2%の増加となりました。

② 食品部門

1) 加工食品

フルーツ・野菜の加工品は、引き続き、ボランタリー・チェーンへの販売が順調に推移し、製菓ルートへの販売強化にも継続して取り組みました。

その結果、売上高は前年同期比3.6%増加いたしました。

イタリアン関連商品は、注力している低価格志向マーケット対応のトルコ産パスタ、スペイン産オリーブオイルが徐々に実を結び、また大手カフェチェーン向けのブラッドオレンジジュース、冷凍モッツァレラチーズの販売が好調でした。しかしながら、子会社が経営するイタリアンレストランの経営委託に伴う売上高の減少、パスタ製品において大手顧客の帳合変更の影響をカバーしきれず、売上高は前年同期比11.0%減少いたしました。

メーカー商品は、ドライ食品において引き続き大手顧客の帳合変更の影響が大きく、売上高は前年同期比8.8%減少いたしました。

その結果、加工食品の売上高は前年同期比6.4%減少いたしました。

2) 水産及び調理冷食

水産は、主力商品のエビの相場が安値で推移したため、外食チェーンを中心に消費が拡大し、販売が順調に推移いたしました。また、タコは引き続き水揚げ状況が不安定ななか、当社の調達力により安定供給が可能となり、冷凍タコ焼きメーカー向けの販売が増加いたしました。

調理冷食は、外食チェーン向けに新しくメニュー採用がきまったものの、量販店向けの鶏肉原料及び鶏肉加工品の販売が減少いたしました。

その結果、水産及び調理冷食の売上高は前年同期比1.5%増加いたしました。

3) 農産

輸入生鮮野菜は、国産のレタスが豊作であったことに伴い、輸入レタスの販売が減少いたしました。食品メーカー向けに剥き玉ねぎが新規採用されるなど販売が順調に推移いたしました。

農産加工品は、コンビニエンスストア向けの冷凍筍の販売が順調に推移いたしました。外食産業向け味付け蓮根の販売は減少いたしました。

その結果、農産の売上高は前年同期比8.9%増加となりました。

これらの理由により食品部門の売上高は22,737百万円と前年同期比0.5%の微増となり、売上総利益は2,885百万円と前年同期比1.3%の増加となりました。

③ 海外事業部門

価値を共有できる国内メーカーとの関係強化を進め、特色ある商品をアピールしながら、さまざまな日本食品の輸出振興を行いました。酒類の輸出にその成果は表れましたが、営業体制の刷新がいまだ十分に効果を上げるに至らず、またアジア地域における一般食品雑貨での厳しい競争もあり、全体的に販売は低調でした。そうしたなか、利益の確保に努め、また海外子会社の利益改善が貢献しました。

その結果、海外事業部門の売上高は3,139百万円と前年同期比5.6%の減少となり、売上総利益は410百万円と前年同期比7.3%の増加となりました。

(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度中において継続中の主要設備の改修及び新設

物流センター 改修工事 515百万円 (2019年7月完成予定)

関西アライドコーヒーロースターズ(株) コーヒーバッグ製造ライン工事
326百万円 (2019年7月稼働予定・リース資産)

(3) 資金調達の状況

① 当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度中において継続中の物流センター改修工事におきましては、総額500百万円の借入(借入期間5年間)を予定しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	当連結会計年度 2019年3月期
売上高(百万円)	39,592	38,094	38,545	38,549
経常利益(百万円)	425	546	630	591
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	382	197	438	413
1株当たり当期純利益	49円68銭	25円57銭	56円91銭	53円63銭
総資産(百万円)	20,375	19,861	22,206	21,922
純資産(百万円)	7,453	7,883	8,207	8,599
1株当たり純資産額	943円36銭	999円12銭	1,040円56銭	1,089円63銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッション「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、長く続く会社＝200年企業を目指しています。国際的な視点でその路線に影響を与えそうな当面のファクターを挙げますと、先進国の成長率低下、特に我が国経済の相対的地位低下、その一方で和食に象徴される日本文化再評価、AI化の進展、グローバル化の反動(自国第一主義)と格差問題の進行等が顕著です。それらに共通するポイントは変化のダイナミズムとスピードの速さで、これらは一方でビジネス上のリスクとなり、他方で機会にもなり得ると考えられます。当社グループは、2018年3月をもって従前の3ヶ年中期経営計画「Sプロジェクト」を完了し、2019年度から新たに「I(アイ)プロジェクト」をスタートさせます。その計画のもとに、以下を課題として、常に柔軟な発想で新しいビジネスモデルを追求してまいります。

① 「I（アイ）プロジェクト」の推進

- ・ 経済的価値と社会的価値の両立
- ・ 社会、お客様、社員、株主等のステークホルダーズから必要とされ続ける会社、そのための仕組み化
- (1) 女性取締役を加えた新たな経営体制
- (2) 経営人材登用等の決定プロセスの透明化、また次世代経営人材の育成強化
- (3) 働き方改革継続、特に女性・シニア層がより活躍できる仕組み
- (4) 「-10%計画」各組織で90%の人員で機能が落ちない組織作り（組織対応力向上及び組織機能の余裕枠→新たなチャレンジ→新たな成果の好循環）
- (5) 社員に対する適切な報酬、収益アップの適切な還元
- (6) ホームページ刷新、社外への発信強化
- (7) 業務の継続的見直し（「止める・変える」の推進）による一層の合理化

② 経済的価値の推進・・・従前の「Sプロジェクト」の深掘り

（「Sプロジェクト」は収益重視の取扱商品等の選別が寄与し粗利益率改善、在庫をあまり抑制できず物流費上昇）

- ・ ロジスティクス改革推進、在庫管理の一層の強化（ERPシステム活用）
- ・ 取扱商品等の選別継続、商品に係る高度な専門性・お客様への提案力向上
- ・ グループ会社間の連携強化
- ・ 新規に設立したグループ会社（インドネシア、インド）の事業強化
- ・ 海外の需要開拓推進、事業化検討
- ・ 新規事業挑戦の仕組み作り

③ 社会的価値の追求

- ・ 広範な社会貢献活動（委託加工等における障がい者施設の利用、シニア層による社会啓蒙活動等）
- ・ 積極的なSDGs活動（食品ロスの低減、地球温暖化防止への貢献等）

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 または出資金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
シーカフエー(株)	10百万円	100.0	イタリアンレストランの経営
ユーエスフーズ(株)	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	330百万円	67.7	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラー コーヒー・インスタントコーヒーの加工 受託
石光商貿(上海)有限公司	千U.S.\$ 1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO., LTD.(注)1	千BAHT 4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)1 (注)2	千INR 10,000	50.0	紅茶製品の製造販売

(注) 1. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 2019年にA.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limitedを設立しております。

なお、同社は設立直後で実質的な事業活動を開始しておりません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その部門別の主要品目等は次のとおりであります。

部門別	主要品目等
コーヒー・飲料部門	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、 コーヒー関連器具・備品
食品部門	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品(水産・畜 産・農産)、調理加工品、生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業部門	上記品目

(8) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

名 称	所在地	
当 社	本 社	兵庫県神戸市
	東 京 支 店	東京都品川区
	福 岡 支 店	福岡県福岡市
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
	札 幌 支 店	北海道札幌市
	物 流 セ ン タ ー	大阪府大阪市
シ ー カ フ ェ ー (株)	本 社	東京都品川区
ユ ー エ ス フ ー ズ (株)	本 社	東京都足立区
関 西 ア ラ イ ド コ ー ヒ ー ロ ー ス タ ー ズ (株)	本 社	兵庫県神戸市
	大 阪 工 場	大阪府大阪市
石 光 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	本 社	中華人民共和国上海市
T H A I I S H I M I T S U C O . , L T D .	本 社	タイ王国バンコク市
東 京 ア ラ イ ド コ ー ヒ ー ロ ー ス タ ー ズ (株)	本 社	東京都大田区
P T . S A R I N I H O N I N D U S T R Y	本 社	インドネシア共和国 メダン市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)	本 社	インド共和国 コルカタ市

(注) 2019年1月15日にA.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limitedを設立しております。

(9) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
270名 (70名)	33名増 (13名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は () 内に平均人員を外書で記載しております。

(10) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,914百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	975
(株) み な と 銀 行	720
(株) り そ な 銀 行	618

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 22,400,000株

(2) 発行済株式の総数 8,000,000株
(自己株式291,991株含む)

(3) 株主数 5,408名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 光 商 事 従 業 員 持 株 会	324千株	4.2%
(株) 三 井 住 友 銀 行	252	3.3
石 光 輝 男	238	3.1
マ リ ン フ ー ド (株)	223	2.9
駒 澤 孝 江	216	2.8
日 米 珈 琲 (株)	204	2.6
(株) ト ー ホ ー	200	2.6
(株) み な と 銀 行	194	2.5
丸 紅 (株)	192	2.5
石 光 輝 信	179	2.3

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(291,991株)を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 脇 智 広	執行役員 研究室 シカゴフュー(株)代表取締役社長 石光商貿(上海)有限公司董事
取締役副社長	中 埜 晶 夫	執行役員 海外事業部 海外事業支援室 部門管掌
常務取締役	上 野 知 成	執行役員 食品部 部門管掌
取締役	吉 川 宗 利	執行役員 管理部 部門管掌
取締役	小 野 智 昭	執行役員 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
取締役	山 根 清 文	
取締役相談役	森 本 茂	
取締役	近 藤 直	
常勤監査役	草 場 鉄 郎	
監査役	山 岸 公 夫	
監査役	藤 井 啓 吾	

- (注)1. 取締役 近藤直氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山岸公夫氏及び藤井啓吾氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山岸公夫氏の重要な兼職の状況は、後記(3)社外役員に関する事項に記載のとおりであります。
4. 監査役 草場鉄郎氏は、当社において関連業務を長く経験しており、監査役 山岸公夫氏は、他の上場企業を含めて10年以上監査役を務めており、監査役 藤井啓吾氏は、教職に通じ会社関連の法務に通暁しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、近藤直氏、山岸公夫氏及び藤井啓吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は、2009年より執行役員制度を導入していましたが、業務執行を担う取締役の適切な責任と権限行使のもとで、従業員を含めた組織階層の簡素化・明確化により一層の業務運営の効率化を図ることを目的とし2019年3月31日をもって執行役員制度を廃止いたしました。

氏名	役職 (2019年3月31日現在)	役職 (2019年4月1日現在)
石脇智広	代表取締役社長 執行役員 取締役 研究開発室長	代表取締役社長
中埜晶夫	取締役副社長 執行役員 海外事業部 海外事業支援室 海外事業支援室長	取締役副社長 海外事業部 海外事業支援室長
上野知成	常務取締役 常務執行部 常務執行部長	常務取締役 常務執行部 常務執行部長
吉川宗利	執行役員 執行部 執行部長	執行役員 執行部 執行部長
小野智昭	執行役員 兼 一ヒ東 一ヒ東・飲料支店 一ヒ東・飲料支店長	執行役員 兼 一ヒ東・飲料支店 一ヒ東・飲料支店長
三橋幸司	海外事業支援室長	海外事業支援室長
久保博嗣	執行役員 品質保証室 品質保証室長	執行役員 品質統括部 品質統括部長
土田芳久	執行役員 食品部門加工食品カテゴリーマネージャー	執行役員 食品部門加工食品カテゴリーマネージャー 食品部門加工食品カテゴリー支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役山岸公夫氏は、次の法人の役員を兼ねており、当社と当該法人との関係は以下のとおりであります。

兼 職 先	兼職内容	当社との関係内容
(連結子会社) ユ ー エ ス フ ー ズ (株)	監 査 役	当社はコーヒー生豆の販売を行っております。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	近 藤 直	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に出身分野である食品業界で長年培った知識・見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	山 岸 公 夫	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	藤 井 啓 吾	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役		監 査 役		計	
人員(名)	金額(千円)	人員(名)	金額(千円)	人員(名)	金額(千円)
8名 (うち社外取締役1名)	88,550 (4,100)	3名 (うち社外監査役2名)	19,500 (10,050)	11名 (うち社外役員3名)	108,050 (14,150)

(注) 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,400千円

(注)1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「国際業務に関するアドバイザーサービス」についての対価を支払っております。当該対価は、上記(2)会計監査人の報酬等の額②に含まれております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンス及びリスク管理の観点から内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置づけております。2015年5月1日を施行日とする会社法の改正等を受け2015年4月24日の取締役会において、主に企業集団の業務の適正を確保するための体制及び監査役に対する報告にかかる体制等ならびに2019年4月1日付当社組織変更等への対応について改正を行い、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定め、運用しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「コンプライアンス規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
 - 2) 当社に当社グループ全社のコンプライアンス統括責任者及び当社各部門、各子会社にコンプライアンス責任者を置きコンプライアンスの指導、教育、推進・モニタリング等を行い、当社グループの全役職員に対して繰り返しコンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 3) コンプライアンス委員会を当社取締役会の直属機関として設置して、コンプライアンス意識の普及と啓発、法令違反行為の通報受付と事実関係の調査、違反行為の再発防止策の検討等を行う。
 - 4) 内部通報制度による通報受入体制を構築する。当社「内部監査室」及び常勤監査役を通報先とする。

(運用状況)

当社は「コンプライアンス委員会」を当事業年度中2回開催し、当社グループの全役職員によるコンプライアンス状況を確認しております。またコンプライアンス強化月間(4月・10月)を指定して、研修会を行い「石光商事グループ会社行動規範」の浸透を図っております。さらに、内部通報が行いやすい環境を整えるため、各事業所及び子会社に匿名性を担保したコンプライアンス投書箱を設置し、月に1度監査役立会いのもと、開封を行い対処しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「内部情報等の管理に関する規程」、「文書保存規程」、「業務分掌規程」等の社内規程に則り、適切な保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

(運用状況)

当社は株主総会議事録、取締役会議事録及び内部情報等を「文書保存規程」等の社内規程に定められた保存期間と管理方法に則り、適切に保存・管理しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上、想定し得る重要な個別リスク毎にリスク管理に対する体制を整備し、継続的な監視と対策に取り組む。
- 2) 当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議決定する組織として、リスク管理委員会を設置する。
- 3) 当社「内部監査室」が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、監査報告書は直接、社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
- 4) 専門部署である「内部監査室」の存在意義を当社グループ全社員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに同室に報告するよう指導する。

(運用状況)

当社は事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を行うため「リスク管理規程」を制定し、当該規程に則り「リスク管理委員会」を当事業年度中2回（4月・10月）開催し、認識された当社グループのリスクについて対応策を検討し、実施状況を確認しております。また「内部監査室」については、リスクアプローチによる内部監査を実施し、監査報告書を直接、社長へ提出して検証を受け、リスクマネジメントに係る報告にも対応しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長は、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、常勤の取締役（社外取締役を除く）及び経営役部門長を構成員とする諮問委員会を定期的に開催する。
- 2) 経営計画のマネジメントについては、毎年策定の年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、年度予算の執行状況を毎月取締役会において報告し経営目標の進捗状況を検証する。

- 3) 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に定められている付議すべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配布されるなど経営判断の原則に留意した体制をとる。
- 4) 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(運用状況)

当社は、諮問委員会を当事業年度中23回開催して「取締役会規程」に定められている付議すべき事項のうち、会社の経営に関する重要事項について事前に十分な審議を行い、取締役会を当事業年度中13回開催して経営目標達成の検証をいたしました。

「取締役会規程」により、取締役会における決議の方法は定められ、業務執行に係る権限は、「職務権限規程」等に基づき、委譲され、意思決定ルールに則り、迅速かつ的確な業務執行を図っております。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、同職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 「関係会社管理規程」に基づき、管理部門長が関係の部門長、室長等と連携協議の上、子会社及び関連会社の業務の適正が確保されるための体制を構築する。
 - 2) 前項の体制に則り、各子会社の社長もしくは取締役等はその業績、財務状況、その他の重要な情報について当社に定期的に報告を行う。
 - 3) 各子会社の年度計画及び中期計画は当社のそれとの密接な関連の基に作成され、管理される。
 - 4) 当社「内部監査室」は子会社に対して原則として年1回以上実地監査を行い、監査報告書は社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
 - 5) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「コンプライアンス規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。

(運用状況)

当社グループの子会社及び関係会社は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部門長へ経営内容に係る報告を定期的に行い、当社の年度計画に合わせて各子会社の年度計画を作成しております。各子会社における業務の適正は「内部監査室」による年1回の実地監査に基づき、社長に報告され、内部統制の状況について確認しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 専任の監査役スタッフを配置していないが、「業務分掌規程」に基づき「管理部門 総務チーム」が監査役会の庶務事項を担当する。
 - 2) さらに監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役会と協議の上、「内部監査室」要員または「管理部門」各チームの専門スタッフを充てる。

(運用状況)

当社は、専任の監査役スタッフを常時置いておりませんが、監査役の要請に基づき専任のスタッフを充てる体制を整備しております。

- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役職務を補助すべき使用人の任命については、全監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の当該業務についての人事評価については、監査役・監査役会が行う。
 - 2) 監査役職務を補助する使用人は、その職務遂行にあたり監査役の指示に優先して従う。

(運用状況)

当社は、専任の監査役スタッフを常時置いておりませんが、監査役の要請によりその必要が生じた際には、必ず当該スタッフの独立性及び指示の実効性が確保されることとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。また、監査役は、いつでも、当社グループの取締役及び使用人に対して事業及び業務の報告を求めることができる。
 - 2) 当社グループとして、前項の監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いも受けないことを徹底する。さらに、その報告書の上席となる取締役等は、事後の人事評価や処遇について、適宜、監査役に報告する。
 - 3) 監査役は、当社の取締役会のほか子会社を含めた重要な会議・委員会に出席し、また出席しない場合には、付議事項についての説明を受け関係資料を閲覧することができる。

(運用状況)

当社グループ各社は、監査役への報告を行った者が当該報告を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わないことを徹底しております。また当社の監査役は、取締役会及び重要な会議・委員会に出席することにより、取締役及び使用人から必要な情報を得ております。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求があったときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

(運用状況)

当社は、当社の監査役の職務執行において生じる費用の前払い、償還請求等について適切に処理を行っております。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役・監査役会の意向を尊重し、監査役及び監査役会と随時会合をもち、経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- 2) 「内部監査室」は、監査役と緊密な連携を保ち、定期的に内部監査結果の報告を行う等、監査役監査が効率的・実効的に遂行されるため協力する。

(運用状況)

代表取締役は、監査役が取締役会、及び諮問委員会等の重要会議や委員会等を通じ、頻繁に監査役との間で意見及び情報交換を実施しております。また当社の監査役は、当事業年度中四半期ごとに「内部監査室」から内部監査の報告を受け、意見交換を実施しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛の観点から「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応規程」に明記し、反社会的勢力に対して、いかなる関係を持たず、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。さらに、当社は兵庫県企業防衛対策協議会の会員及び公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターの暴力団排除活動に対する賛助会員となっており、反社会的勢力との関係排除の体制を整備している。

(運用状況)

当社グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応規程」に反社会的勢力排除の考え方が明記され、当社グループ各社に対し徹底を図っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、個別での配当性向30%を目標としております。

2019年5月24日開催の取締役会において、第69期の期末配当金につきましては、1株につき12円とさせていただくことを決議いたしました。

当期の1株当たり配当額	金12円
配当総額	92,496,108円
効力発生日	2019年6月6日

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,568,242	流動負債	9,662,733
現金及び預金	2,999,788	支払手形及び買掛金	3,967,699
受取手形及び売掛金	7,239,445	短期借入金	2,237,500
商品及び製品	3,989,273	1年内返済予定の長期借入金	1,570,256
未着商	855,163	リース債	98,465
仕掛	16,088	未払金	1,318,550
原材料及び貯蔵品	64,722	未払法人税等	142,977
その他の	406,620	未払消費税等	44,799
貸倒引当金	△2,858	賞与引当金	183,854
固定資産	6,353,938	その他の	98,629
有形固定資産	2,586,330	固定負債	3,659,857
建物及び構築物	720,684	長期借入金	2,988,720
機械装置及び運搬	366,719	リース債	263,065
土地	1,242,421	繰延税金負債	199,172
リース資産	155,140	退職給付に係る負債	108,468
その他の	101,364	長期未払金	39,772
無形固定資産	257,118	その他の	60,657
リース資産	178,831	負債合計	13,322,590
その他の	78,287	純資産の部	
投資その他の資産	3,510,489	株主資本	8,232,375
投資有価証券	3,236,790	資本金	623,200
繰延税金資産	45,524	資本剰余金	357,674
その他の	271,770	利益剰余金	7,359,040
貸倒引当金	△43,596	自己株式	△107,540
		その他の包括利益累計額	166,518
		その他有価証券評価差額金	145,779
		繰延ヘッジ損益	1,046
		為替換算調整勘定	19,692
		非支配株主持分	200,696
		純資産合計	8,599,590
資産合計	21,922,180	負債純資産合計	21,922,180

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,549,609
売 上 原 価		33,152,192
売 上 総 利 益		5,397,416
販売費及び一般管理費		4,823,645
営 業 利 益		573,770
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,647	
持分法による投資利益	22,839	
受取賃貸料	20,490	
その他の	71,903	126,881
営 業 外 費 用		
支払利息	74,728	
為替差損	1,215	
その他の	32,755	108,699
経 常 利 益		591,952
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	38,500	38,500
特 別 損 失		
固定資産売却損	1,523	
固定資産除却損	4,662	
貸倒引当金繰入額	500	6,685
税金等調整前当期純利益		623,766
法人税、住民税及び事業税	216,568	
法人税等調整額	△15,028	201,539
当 期 純 利 益		422,226
非支配株主に帰属する当期純利益		8,825
親会社株主に帰属する当期純利益		413,401

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	623,200	357,674	7,022,719	△107,538	7,896,055
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△77,080		△77,080
親会社株主に帰属する当期純利益			413,401		413,401
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	336,321	△1	336,320
2019年3月31日残高	623,200	357,674	7,359,040	△107,540	8,232,375

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2018年4月1日残高	161,513	△71,715	34,814	124,612	186,516	8,207,184
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△77,080
親会社株主に帰属する当期純利益						413,401
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△15,733	72,762	△15,122	41,905	14,179	56,085
連結会計年度中の変動額合計	△15,733	72,762	△15,122	41,905	14,179	392,405
2019年3月31日残高	145,779	1,046	19,692	166,518	200,696	8,599,590

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	15,145,429	負債の部	9,613,966
流動資産及び預金	2,473,851	流動負債	18,602
現金	371,561	支払手形	4,081,069
受取掛手形	7,020,053	短期借入金	2,237,500
売掛金	3,864,873	1年内返済予定の長期借入金	1,567,456
前払費用	854,235	リース負債	88,186
未払収入	52,772	未払費用	1,232,137
その他金	261,122	未払法人税等	28,694
倒引当金	249,914	未払消費税	123,903
	△2,956	前受り	36,484
固定資産	3,431,303	前払受取当	16,032
有形固定資産	1,964,949	前受り	11,246
建物	544,151	引当	1,674
構築物	4,060	固定負債	153,111
機械及び器具	1,223	長期借入金	17,868
工具	9,123	繰上り	3,510,841
土地	1,242,421	繰上り延税引当	2,988,720
リース資産	96,793	繰上り延税引当	208,735
その他資産	67,176	繰上り延税引当	201,154
無形固定資産	240,554	繰上り延税引当	12,901
ソフトウェア	54,795	繰上り延税引当	39,772
その他資産	178,831	繰上り延税引当	59,557
	6,928	負債合計	13,124,807
投資その他の資産	1,225,799	純資産の部	5,368,241
投資有価証券	298,371	株主資本	623,200
関係会社株	642,523	資本金	357,000
関係会社出資	28,655	資本剰余金	357,000
長期貸付	37,860	利益剰余金	4,495,581
破産更生債権	2,545	利益剰余金	84,700
長期前払費用	114,756	その他利益剰余金	4,410,881
敷金	6,784	固定資産圧縮積立	570,582
その他	169,268	別途積立	2,857,000
倒引当金	27,294	繰上り利益剰余金	983,298
	△102,260	自己株式	△107,540
		評価・換算差額等	83,684
		その他有価証券評価差額金	82,637
		繰上りヘッジ損益	1,046
資産合計	18,576,732	純資産合計	5,451,925
		負債純資産合計	18,576,732

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,137,737
売 上 原 価		33,226,860
売 上 総 利 益		4,910,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,496,723
営 業 利 益		414,153
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,585	
受 取 賃 貸 料	66,343	
為 替 差 益	5,012	
そ の 他	63,145	171,086
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71,391	
そ の 他	32,962	104,354
経 常 利 益		480,886
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	38,500	38,500
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,523	
固 定 資 産 除 却 損	203	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	500	2,226
税 引 前 当 期 純 利 益		517,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	185,542	
法 人 税 等 調 整 額	△15,989	169,553
当 期 純 利 益		347,606

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益 剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金					
2018年4月1日残高	623,200	357,000	357,000	84,700	575,846	2,857,000	707,507	4,225,054	△107,538	5,097,715
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△5,264		5,264	-		-
剰余金の配当							△77,080	△77,080		△77,080
当期純利益							347,606	347,606		347,606
自己株式の取得									△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△5,264	-	275,790	270,526	△1	270,525
2019年3月31日残高	623,200	357,000	357,000	84,700	570,582	2,857,000	983,298	4,495,581	△107,540	5,368,241

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	92,655	△71,715	20,939	5,118,655
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△77,080
当期純利益				347,606
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△10,017	72,762	62,744	62,744
事業年度中の変動額合計	△10,017	72,762	62,744	333,270
2019年3月31日残高	82,637	1,046	83,684	5,451,925

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

石光商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

当社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

石光商事株式会社監査役会

常勤監査役 草場 鉄 郎 ㊟

監 査 役 山 岸 公 夫 ㊟

監 査 役 藤 井 啓 吾 ㊟

(注) 監査役山岸公夫及び監査役藤井啓吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役森本茂及び山根清文の両氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、新たに1名を加え、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1 再任	いしわき ともひろ 石 脇 智 広	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2 再任	なかの あきお 中 埜 晶 夫	取締役副社長 海外事業部門長	100% (13回/13回)
3 再任	うえの ともなり 上 野 知 成	常務取締役 食品部門長	100% (13回/13回)
4 再任	よしかわ むねとし 吉 川 宗 利	取締役 管理部門長	100% (13回/13回)
5 再任	おの ともあき 小 野 智 昭	取締役 コーヒー・飲料部門長	100% (13回/13回)
6 再任	こんどう ただし 近 藤 直 独立 社外	取締役	100% (13回/13回)
7 新任	よしむら み き 吉 村 美 紀 独立 社外 女性	—	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いしわき ともひろ 石 脇 智 広 (1969年12月23日生)	1999年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)入社 2001年3月 当社入社 研究開発室長 2014年6月 当社取締役 執行役員 研究開発室長 2015年4月 当社取締役 執行役員 コーヒー・飲料部門長兼研究開発室長 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員研究開発室長委嘱 2019年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 石光商貿(上海)有限公司董事長 シーカフェー(株)代表取締役社長	8,300株
取締役候補者とした理由 石脇智広氏は、研究開発・品質保証に関する豊富な知識・経験からコーヒー業界団体を通じてコーヒー文化の普及に尽力しております。2012年に執行役員として業務執行に携わり、2014年から取締役として企業経営に参画、2016年代表取締役就任とともに、「世界の食の幸せに貢献する」を理念とする中期経営計画を立案し、強いリーダーシップで経営基盤の強化に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> なかの あきお 中 埜 晶 夫 (1953年9月4日生)	1976年4月 (株)日本長期信用銀行(現 (株)新生銀行) 入行 2004年11月 イーグル工業(株)入社 2010年7月 (株)雪国まいたけ入社 2011年9月 当社入社 2012年6月 当社執行役員 海外事業部門副部門長 2013年6月 当社取締役 執行役員 経営企画室長 2015年4月 当社取締役 執行役員 経営刷新室長兼グループ経営管掌 2016年6月 当社取締役副社長執行役員経営刷新室長委嘱 2018年4月 当社取締役副社長執行役員海外事業部門兼海外事業支援室管掌 2019年4月 当社取締役副社長海外事業部門長(現任)	17,700株
取締役候補者とした理由 中埜晶夫氏は、金融機関及び事業会社で、為替等の市場業務、経営機関事務局、海外でのM&Aを含む事業再等の経験を有しております。2012年に執行役員として、海外子会社立ち上げなど業務執行に携わり、2013年から取締役として、中期経営計画の立案・事業構築、企業戦略の立案に携わることで、企業経営に参画しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">再任</div> うえの ともなり 上野 知成 (1954年7月22日生)	1979年4月 日魯ハイツ(株) (現 ハイツ日本(株)) 入社 2006年3月 当社入社 2009年4月 当社食品部門長 2010年6月 当社取締役 執行役員 食品部門長 2016年4月 当社取締役執行役員食品部門長兼調理冷食カテゴリーマネージャー 2017年6月 当社常務取締役執行役員食品部門長兼調理冷食カテゴリーマネージャー委嘱 2017年9月 当社常務取締役執行役員食品部門長 2019年4月 当社常務取締役食品部門長(現任)	4,100株
取締役候補者とした理由 上野知成氏は、食品業界における豊富な経験・知識を有しております。2009年に執行役員として、業務執行に携わり、2010年から取締役として企業経営に参画、食品部門の横断的な営業活動を推進し、新規市場開拓など事業拡大・強化に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">再任</div> よしかわ むねとし 吉川 宗利 (1957年10月5日生)	1981年4月 当社入社 2008年4月 当社管理部門長補佐兼総務人事チームリーダー 2008年6月 当社取締役 総務人事チームリーダー 2009年4月 当社取締役 管理部門長補佐 2011年4月 当社執行役員 管理副部門長 2017年4月 当社執行役員 管理部門長 2017年6月 当社取締役執行役員管理部門長 2019年4月 当社取締役管理部門長(現任)	1,600株
取締役候補者とした理由 吉川宗利氏は、経理、総務、人事等の管理業務の知識・経験を有しております。2009年に執行役員として、業務執行に携わり、2017年から当社取締役として企業経営に参画し、様々な業務改革に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おのともあき 小野 智 昭 (1959年1月2日生)	1981年8月 当社入社 2008年4月 当社コーヒー・飲料部門長補佐兼 東京コーヒーチームリーダー兼東京支店長 2011年4月 当社執行役員 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー兼東京支店長 2016年6月 当社執行役員 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー生豆カテゴリーマネージャー兼東京支店長 2017年4月 当社執行役員 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長 2017年6月 当社取締役執行役員コーヒー・飲料部門長兼東京支店長 2019年4月 当社取締役コーヒー・飲料部門長(現任)	1,900株
取締役候補者とした理由 小野智昭氏は、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2009年に執行役員として業務執行に携わり、2017年から当社取締役として企業経営に参画し、プレミアムコーヒーの拡販、コーヒーを通じて海外グループ企業の成長に尽力しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> こんどう ただし 近 藤 直 (1951年5月26日生)	1974年4月 味の素(株)入社 1996年7月 同社冷凍食品部家庭用グループ長 2000年10月 味の素冷凍食品(株)出向 常務取締役 マーケティング本部長兼家庭用部長 2006年6月 同社専務取締役 マーケティング本部長 2007年6月 同社取締役 専務執行役員 マーケティング本部長 2010年6月 味の素製菓(株) (現 EAファーマ(株)) 常勤監査役 2015年6月 当社取締役 (現任)	— 株
社外取締役候補者とした理由 近藤直氏は、食品業界で長年培われた知識・経験を有しております。2015年より取締役に就任してからは、独立した立場で重要な意思決定や経営全般の監督に十分な役割を果たしていただいております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			
独立性について 近藤直氏は、社外取締役候補者であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	新任 独立 社外 女性 よしむら み き 吉村美紀 (1972年4月16日生)	1995年4月 東京パシフィックビジネスカレッジ 国際交流ディレクター 2001年9月 楠エムスリー(現 SDGパートナーズ(有)) 設立 取締役(現任) 2010年11月 国連プロジェクトサービス機関パキスタン事務所入所 2011年4月 国連人間居住計画(国連ハビタット) パキスタン事務所入所 2013年8月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 政策提言オフィサー 2014年8月 国連世界食糧計画(国連WFP) 日本事務所 民間連携推進マネージャー	一株
7	社外取締役候補者とした理由 吉村美紀氏は、海外を志しキャリアを切り開かれ、国連に入り途上国の居住環境や食糧問題に取り組み、当社の女性活躍の手本になるとともに、知識・経験を活かし、独立した立場から重要な意思決定や経営全般の監督に十分な役割を果たしていただけと判断し、これらのことから、当社社外取締役候補者としております。 独立性について 吉村美紀氏は、社外取締役候補者であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

取締役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社は、近藤直氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、賠償責任限度額を法令が規定する額とする契約を継続する予定であります。
- (2) 吉村美紀氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役草場鉄郎及び山岸公夫の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。監査役山岸公夫氏はこれを機に退任されますので、新たに1名を加え、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> くさば てつろう 草場 鉄郎 (1950年12月11日生)	1974年4月 当社入社 1990年12月 当社取締役 東京営業部長 1992年12月 当社取締役 東京支店長兼東京営業部長 1996年12月 当社取締役 総務部長 2000年10月 当社取締役 経営企画室長 2004年6月 当社常務取締役 経営企画室長 2005年4月 当社常務取締役 コーヒー・飲料部門長 2005年6月 当社専務取締役 コーヒー・飲料部門長 2015年4月 当社専務取締役 執行役員 2015年6月 当社監査役就任 (現任)	66,700株
監査役候補者とした理由 草場鉄郎氏は、管理部門及び営業部門で豊富な経験を有し、1990年より取締役、2005年より専務取締役、2015年より監査役を務めております。これまでの当社の経営全般に亘る豊富な経験と財務・会計に対する幅広い知見を有しておられます。これらのことから、当社の監査役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	新任 独立 社外 いたがき かつき 板垣 克己 (1953年3月24日生)	1976年4月 三菱化成工業(株) (現 三菱ケミカル(株)) 入社 1996年9月 バクリー化成 (現 PT.Mitsubishi Chemical Indonesia) 出向 取締役経理部長 2002年10月 日本ポリケム(株) 事務部長 2004年1月 同社経理部長 2007年4月 三菱化学メディエンス(株) (現 株LSIメディエンス) 執行役員経理部長 2010年6月 同社取締役執行役員 2014年4月 (株)生命科学インスティテュート 常勤監査役	一株
	社外監査役候補者とした理由 板垣克己氏は、わが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験され、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、その豊富な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、これらのことから、当社社外監査役候補者としております。 独立性について 板垣克己氏は、社外監査役候補者であり、当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

監査役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社は、草場鉄郎氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、賠償責任限度額を法令が規定する額とする契約を継続する予定であります。
- (2) 板垣克己氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等（法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者）ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

- (注) 1 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。
2 「業務執行者等」とは、取締役・監査役（社外役員除く）、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。
3 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
4 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における（連結）売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
5 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における（連結）売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。
6 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の（連結）売上高の2%以上をいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール
神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
電話 078-861-7791 (石光商事本社)



●阪神電車本線岩屋(兵庫県立美術館前)駅下車徒歩約3分
JR神戸線灘駅下車南出口徒歩約5分
株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。
なお、駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

